

地方議会議員のなり手の確保に関する決議

地方分権改革の進展に伴い、市議会の役割と責任が高まる一方、我が国の人口減少と高齢化が加速し、議員のなり手不足は、町村にとどまらず、小規模市などにおいても重大な問題となりつつある。

このため、地方議会自らが継続的な自己改革に取り組み、議会の魅力を高めるとともに、議会への多様な人材の参画を促し、また、議会の権能を強化する制度改正を行い、この問題の解消に取り組む必要がある。

よって、国においては、当面早期に整備を図るべき事項として、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 多様な人材の議会参画を促す環境整備について

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないようにすること。
- (2) 議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備など、女性や若者を含め幅広い層から多様な人材を確保するための労働法制の整備、その他の環境整備を図ること。
- (3) 地方議会議員に対する手当として、期末手当のほか、例えば子育て世帯の議員に対する育児手当等の支給を可能とすること。
- (4) 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 更なる地方議会の権能強化について

更なる地方議会の権能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

以上決議する。

平成30年5月30日

全国市議会議長会